

# 一般社団法人上高井教育会代議員選挙規定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第3項及び第4項に基づいて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員（以下「代議員」という）の選挙に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 構成

(構成)

第2条 前条を達成するために代議員選挙管理委員を置く。

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、代議員の候補者となった者は、選挙管理委員であることはできない。

## 第3章 運営

(業務)

第4条 代議員選挙管理委員は、次のことを行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 候補者の受付とその資格確認
- (3) 候補者の発表
- (4) 開票立会人の委嘱
- (5) 開票・当選者の確認と発表
- (6) その他選挙に必要な事項

(代議員の選出)

第5条 代議員の選挙は、次の方法によって行う。

- (1) 各学校において選出される代議員数は、各校1名とする。(定款第5条3項)
- (2) 代議員選挙と同時に各校1名の補欠員を選出する。(定款第5条8項)
- (3) 選挙は、学校ごとに行う。

## 第4章 雑則

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、代議員会への報告を経て、理事会において行う。

附則

この規程は、定款変更の決議がなされた日の翌日から施行する。

○平成27年5月16日制定